

(紹介手数料の返金規定)

1. 求人者（乙とする）は人材紹介企業（株式会社ミューとする）に対し、甲の紹介した求職者（以下単に「求職者」という）と乙の間の雇用契約が、求職者の入社後三か月未満に、求職者の都合による退社または求職者の責めに帰すべき事由によって終了したときは、別途定める返金規定に基づき紹介手数料の全部または一部の返金を求めることができる。
2. 「求職者の都合による退社」とは、雇用契約の内容に著しい相違がないことかつ、求職者の一方的な意思で雇用契約を終了された場合をいうものとする。
また、前項の「求職者の責めに帰すべき事由」とは、求職者が乙の就業規則等に違反し、法的に有効に解雇された場合をいうものとする。ただし、経歴詐称、虚偽申告等を理由とする解雇については、甲が求職者の経歴詐称、虚偽申告等の事実を容易に知り得なかった場合には、これに当たらないものとする。
3. 求職者が乙の責めに帰すべき事由によって退職した場合、又は求職者の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合には、乙は甲に対し紹介手数料の全部又は一部の返金を求めることができないものとする。
尚、乙は甲に対し書面をもって紹介手数料の返金を請求しなければならず、甲は乙に対し書面による請求月の翌月末までに、相応の紹介手数料の全部又は一部を返金するものとする。

詳細は、基本契約書及び個別契約に内容を記載

基本返金内容（個別契約に都度記載）

一か月未満 紹介手数料金の 80%

三か月未満 紹介手数料金の 50%